

高知県立大学の学生の皆様
ご家族の皆様

令和2年4月13日

新型コロナウイルス感染症対策における遠隔授業についてお願い

高知県立大学長

新型コロナウイルス感染症については、7都府県を対象とする緊急事態宣言が発出されました。高知県内においても連日新たな感染者が発生しています。

さらに、全国的にみると大学生の感染者も増加しています。この感染症の特徴は、無症状の人もいるため、感染していても気が付かずに、感染症を拡散している可能性もあるということです。

このような状況を受け、全国・本県の大学において、対面・集合教育の実施の困難性から、遠隔授業が取り入れられています。

本学としても、一定の安全な環境で対面・集合教育が可能な状況になるまで、感染予防、健康を守るため、大学での対面型授業は実施せず、その代替措置として、以下のような方法で遠隔授業を実施することといたしました。

遠隔授業を用いた教育は、皆様方にとっても新たな体験となり、何かと不安なこともあろうかと思いますが、教職員一同、皆様方の学びを支え、学修機会を守る体制を整えてまいります。教職員にとっても、そして、皆様方にとっても、新たな体験ですが、一緒に挑戦していきましょう。ご理解、ご協力をお願いいたします。

●4月20日(月)から6月5日(金)までの、対面での授業は実施せず自宅学習とします。

この期間中の授業については、遠隔授業で、課題・レポート等を課すなど、自宅学習とします。実施可能な科目については、インターネットで授業の資料や課題の配信、学生からの課題の提出、教員の学生への質問、提出物への対応を行う予定です。

この期間の屋内・屋外での実習・演習・ゼミ・卒論についても、自宅学習、または開講時期の変更とします。遠隔講義期間中は、インターネットを利用した個別指導にも配慮します。

●学生の皆さんは、自宅でインターネット配信による授業に参加できるようネットワーク環境の準備をお願いします。各授業の実施方法等に関する詳細は、LMSとポータルサイトを用いて通知しますので、十分注意してください。

尚、ネット環境に関する質問の相談窓口を設置いたしますので、そちらに連絡してください。

※25歳以下の学生向けに携帯端末の利用料金が一部無償となるプランが事業者ごとに用意されているようです。

当てはまるプランがあるかどうか、条件や期限などどうなっているか、自分が契約している事業者に問合せみましょう。

●自宅にてインターネットの配信による授業を受講できる環境が準備できない学生の方についてのみ、大学での情報演習室を利用可能とします。情報演習室の利用に関しては、感染予防という視点から、時間帯により利用者が集中しないようにするために、予約制、学部や学年を定める方法などを検討しています。具体的な利用方法が決まり次第、ポータルサイトでお知らせいたします。

注意点

- 1) 授業に関しては、LMSとポータルでお知らせしますので、毎日確認してください。日々変動している状況ですので、くれぐれもお願いします。
- 2) 新型コロナウイルスの報道や日常生活の変化、学校生活の変化で不安を感じているのではないのでしょうか。一人で抱え込まず、友人や家族と連絡を取り相談しましょう。また、学年担当教員にもご連絡ください。一緒に考えていきましょう。
- 3) 基本的なことは「学生の新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン」に記載しておりますので、参考にして下さい。